

社会健康医学系専攻

I	教育水準	教育 29-2
II	質の向上度	教育 29-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、5 講座 14 分野からなり、専門職学位課程においては、必要な専任教員 15 名に対し、教授 9 名、准教授 7 名、講師 2 名の計 18 名が確保され、うち 6 名が実務家教員であるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、専攻会議・教員会議・教務委員会を毎月 1 回開催し、問題の検討、改善を行うとともに、ファカルティ・ディベロップメントを実施している。また医学研究科会議の下に、入学者の選抜、学生の身分、カリキュラム等教育に関すること等について検討しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、社会健康医学系専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、社会健康医学系専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、医学研究科社会健康医学系専攻では各専攻の人材養成にあわせた教育課程を編成し、適切な授業科目の配置と教育課程の体系が確保されている。

社会健康医学系専攻専門職学位課程ではコア科目を必修とし、医療系出身以外の学生には医学に関する科目6単位を必修としているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、教務委員会、学生・就職委員会が学生代表と定期的に会合を持ち、その内容は関連委員会において報告・反映されているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、社会健康医学系専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、社会健康医学系専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を下回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、授業形態の組み合わせと学習指導の工夫は、教員各自にゆだねられており、研究科としての取組は不十分であることから、期待される水準を下回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、学生の自主性を尊重した研究テーマの決定、指導教員のマンツーマンによる研究指導体制、学生をティーチング・アシスタント（TA）に採用し授業の補助や研究活動への支援を行っているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、社会健康医学系専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、社会健康医学系専攻が想定している関係者の「期待される水準を下回る」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、判定を以下のとおり変更し、第1期中期目標期間における判定として確定する。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、教務委員会による授業評価・学生からの意見聴取等を通じた教育課程について組織的な検討がなされている。また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施によるコア科目（必修科目）の再編成、教育指導体制、方法の課題についての検討がなされており、組織として対応しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、社会健康医学系専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、社会健康医学系専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、専門職学位課程に課題研究を必修として課し、総合評価により判定、修了者は専門職として必要な学力、資質、能力を身に付けているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、カリキュラム全般に関してはほとんど全員が満足しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、社会健康医学系専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、社会健康医学系専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、専門職学位課程修了者のほぼ 3 分の 1 が博士後期課程に進学し、3 分の 1 は大学・研究機関・医療機関に、3 分の 1 が企業に就職しているなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「関係者からの評価」については、平成 17 年 11 月に開催された「第 5 回医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」にて、社会健康医学系専攻の現況について検討したなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、社会健康医学系専攻の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、社会健康医学系専攻が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 2 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。